

近世後期の蝦夷地と松前藩

学位論文内容の要旨

1821年12月、第一次蝦夷地幕領期(1799～1821年)を経て、「松前蝦夷地一円」が松前藩へと還付される。以後、1855年2月に蝦夷地が再び幕領となるまでの約30年間は、先行研究において「松前藩復領期」などと称される。本稿は、この復領期における松前藩と蝦夷地との関わりについて考察するものである。

具体的には、「勤番」として蝦夷地に赴任した松前藩士による記録を中心に、幕藩権力(松前藩士)と「場所」構成員(アイヌ民族、場所請負商人、和人漁民)が、どのような関わりを持っていたのかを検討しようとするものである。その際、異国船問題という幕藩体制下の課題への対応(第一章～第三章)、そして文書行政(序章)や漁業争論(第四章)という地域的な問題と、いくつかの異なる視点をとっている。

従来、「復領期」については、松前藩の場所請負商人への経済的依存の高さ、および和人漁民によるアイヌ民族への横暴が深刻化したことが強調されてきた。こうした復領期の〈弊害〉は決して否定できるものではないと考える。しかし、きわめて明解な叙述がなされる一方で、研究の蓄積は乏しく、通説的見解を支えてきたのも幕府役人による蝦夷地調査の報告書や他藩による風聞書であった。当該期の松前・蝦夷地で書かれた史料を用いることで、復領期蝦夷地の社会像をより具体的に考察する必要性が残されている。「勤番」という松前藩士の記録を手がかりに、幕藩権力を含めた蝦夷地社会像を考察した本稿の構成は以下の通りである。以下、章ごとの内容を確認していく。

序章「御用留」にみる復領期の蝦夷地」は、子モロ場所で作成された「御用留」(藤野家文書)を手がかりに、蝦夷地の行政について検討したものである。従来、勤番による場所請負商人への経済的依存が強調され、両者の間で形成された〈文書行政〉の内容について顧みられることはほとんどなかったが、多岐にわたる事柄が、書面(届書・願書・訴書)による届出をもって運営されていたことを明らかにした。また、復領期に「御用留」の内容が細密化していることを指摘する。

第一章から第三章は、異国船問題と蝦夷地との関わりについて論じたものである。まず、復領期は異国船打払令(1825年)から薪水給与令(1842年)へと幕府の対外政策が大きく転換した時期に重なった。さらに、西洋捕鯨船の日本近海進出の始まり(1820年)から、捕鯨産業の最盛期を迎える時期とも重なっており、鯨の好漁場である松前・蝦夷地には数多くの異国船が渡来した。このような歴史的背景のもと、本稿では、幕府法の蝦夷地への適用問題(第一章)と、その運用の実態(第二章・第三章)について検討している。

第一章「近世後期蝦夷地における異国船防備体制—「場所」構成員の編成を中心に—」では、幕府の異国船取扱法(異国船打払令・薪水給与令)の蝦夷地への適用内容を確認し

たうえで、松前藩によって規定された〈細則〉が、蝦夷地勤番のもと、アイヌ、和人漁民を編成する体制であったことを明らかにした。そして、こうした編成には、勤番所一会所間の行政が関係していることを指摘する。

第二章「松前・蝦夷地における異国船打ち払い」・第三章「異国船問題と松前・蝦夷地一薪水給与令」では、実際の異国船渡来時の対応(和人漁民・アイヌの動向が中心)について検討している。第二章は、異国船打ち払いが布かれた期間に焦点をあてたものだが、モリソン号事件(1837年)に特化されがちな、異国船打ち払いの実例に、松前・蝦夷地の事例を加えた。「打ち払い」と言っても、その内容は異国船の脅威となるものではないが、数度にわたって実行されている。

第三章は、捕鯨産業の最盛期とも重なる薪水給与令期間に焦点をあてたものである。異国船の航行が連日見られるようになる中、蝦夷地では異国船発見の注進義務を怠っていた実態が読み取れた。この点、粘り強い対応が続けられる松前地とは対照的であった。ただし、蝦夷地においても、異国船の沖合への碇泊や外国人漂着といった事態には、アイヌ、和人漁民を含めた「場所」をあげての厳重な警備体制が敷かれた。また、復領期に制度化された「在住足軽」(非常時にのみ足軽となる出稼ぎ和人漁民)は、第二次幕領期へと引き継がれた。

異国船打ち払いから薪水給与令を通じた検討からは、「異域」とされる蝦夷地においても幕府法の規定を受けていることが見える。一方、そうした幕藩体制の規定を受けつつも、在地での危機感が共有されて、はじめて防備体制への編成が可能になったことが見えてくる。そのような中で生じた、蝦夷地における外国船乗組員との原初的な交流も興味深い。

第四章「蝦夷地の「論所」における幕藩権力とアイヌ」は、「論所」(土地の用益権をめぐる争論。本稿では、1825年から1856年にわたったフウレン川・ベトカ川一件が中心)という地域的な問題をテーマとしたものである。勤番制度以前は、蝦夷地の「論所」に不介入の原則をとっていた松前藩が、勤番制度のもとで訴願を受理した場合、どのように取り扱ったのかという問題意識に始まっており、特に争論解決までの過程について、幕藩権力とアイヌ民族との対峙内容を中心に考察している。ここから、蝦夷地においても、近世日本社会の「論所」の方式である「熟談」や「請証文」をもって推移していることを指摘するが、アイヌが「熟談」や「請証文」の当事者となることに蝦夷地の特質があったとする。争論自体はアイヌ間のみならず、和人の利害も絡むものであったが、その中でアイヌが当事者となったことには、「御場所夷人ハ永久之事、請負ハ其時之儀ニ御座候」という松前藩士の認識に端的に示されるように、アイヌの先住性(そして、蝦夷地に和人の「定住」が認められなかったこと)に「論所」が規定されたことが考えられる。また、松前藩がアイヌの「騒動」を懸念していたことも大きく関係するだろう。町奉行による裁許内容も、アイヌにとっての「古来」や「仕来」が明言されるものであった。今後の課題としては、請負商人の利害関係を含めること、そしてアイヌ側の視点をより深めたうえで、争論の全体像を描くことがあげられる。

以上、〈文書行政〉の浸透、異国船問題への対応、そして「論所」の在り方から復領期の蝦夷地を見たとき、それ以前とは異なる幕藩権力と「場所」、アイヌ社会との関わりがみられる。〈漁場〉としての「場所」の検討に重きが置かれがちなが、幕藩制社会とアイヌ社会との具体的接触が深まる近世後期の蝦夷地社会像を考えるにあたっては、幕藩権力を含めた「場所」の検討も重要であると考えられる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 井 上 勝 生
副 査 准教授 川 口 暁 弘
副 査 准教授 佐々木 亨

学位論文題名

近世後期の蝦夷地と松前藩

本論文の研究成果は、つぎの3点である。以下、順に説明する。

1) 復領期松前藩勤番の「行政」やアイヌ民族の「編成」の発見である。蝦夷地においても、文書が、和人漁民やアイヌ民族から勤番に上申され、勤番も「達書」などを下達していた。また欧米異国船が往来した当時、アイヌ民族は、勤番から、「見張り」などに常時編成され、打ち払い時には、「御手付」アイヌとして、勤番に動員されていたことを明らかにした。

2) 異国船打ち払いの実例は、従来モリソン号事件一例に特化して評価されてきた。本論文は、松前・蝦夷地において、打ち払いの事例を7例、その存在を初めて学会に提示した。対外問題が、「異域」の蝦夷地でも本州他と同様に位置づけられたことは、これまでの蝦夷地史論に大きな再考をうながすものである。

3) アイヌの漁場争論に、近世の争論解決方式が及んでいることを初めて意識的に析出した。漁場争論がアイヌの方式で解決されたこと、アイヌの自主性の固守を析出することでは、本論文は、近年の研究動向をさらに深めつつ、そうしたアイヌの漁場争論などでのアイヌの自主性が、幕藩領主の文書によって裁許され始めていることを検証し、提示している。幕藩領主の裁許の内容がアイヌの方式を踏まえたものであったのである。この関係に検討の焦点を当てることの必要を初めて説得的に提示した論文である。それは江戸時代の幕藩領主と、蝦夷地では当時多数勢力であったアイヌ民族の係わりという大きなテーマに迫るものであり、今後の学界の研究課題を示しており、重要な第三の研究成果である。

本審査委員会は、以上の審査結果に基づき、全員一致して本申請論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものであると判定した。